

公認スキーパトロール規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人全日本スキー・スノーボード連盟（以下「本連盟」という。）公認規程に基づき、公認スキーパトロール（以下「スキーパトロール」という。）に関し、必要な事項を定める。

(年度)

第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。

(使命)

第3条 スキーパトロールは、スノースポーツを楽しむすべての人々に、高品質で安全・安心なサービスを提供することを、その使命とする。

(理念)

第4条 スキーパトロールは、スキー場のマイスターとしてすべてのスキーヤーから信頼される存在となるべきである。そのために必要な知識と技術に加え、ホスピタリティ、弛まぬ向上心、パトロール同士の強い連帯感、リーダーシップ、責任感を兼ね備えることが望ましい。

(目標)

第5条 スキーパトロールの使命や理念を達成するために、以下の知識や技術を習得し、絶えずその研鑽に努めなければならない。

- (1) スノースポーツのリスク分析と傷害予防・安全マナー指導に関すること
- (2) スキー場の整備と巡視等の安全対策に関すること
- (3) 傷病者の救護・搬送・事故処理に関すること
- (4) 索道からの旅客救助に関すること
- (5) バックカントリー・雪崩・気象に関すること

(資格)

第6条 スキーパトロールは、公認スキーパトロール検定規程に定めた検定会で合格した者が、別に定めた手続きを行うことにより資格が付与され、全国共通の資格を有する。

(有効期間)

第7条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。

(義務)

第8条 スキーパトロールは、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 公認スキーパトロール資格者は、スキーパトロールの使命を完遂するため、資格有効期限内に、公認スキーパトロール研修を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。また、その他の関連研修も積極的に受けなければならない。
- (2) スキーパトロールは、加盟団体や所属団体の事業には優先的に参加しなければならない。
- (3) スキー場の常勤・非常勤・ボランティアスキーパトロールは、スキー場の安全管理・安全指導や救護活動に積極的に関与しなければならない。
- (4) その他救護活動等への協力を求められた場合、積極的に関与しなければならない。

(資格の停止)

第9条 スキーパトロールが、公認スキーパトロール研修を2年続けて未修了

の場合は、スキーパトロールの資格を停止する。資格停止中の者は、スキーパトロールとして活動ができない。

（資格停止の解除）

第 10 条 スキーパトロールの資格の停止を解除しようとする者は、公認スキーパトロール研修修了により資格の停止を解除できる。

（資格の喪失）

第 11 条 スキーパトロールで、次に掲げる各号の一つに該当する場合は、スキーパトロールの資格を喪失する。

（１）本連盟会員登録規程第 4 条の規定により、会員の資格を喪失したとき

（２）本連盟の規約に違反し、スキーパトロールとしての体面を汚すような行為があったとき

（３）資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

2 前項第 1 号、第 2 号については、理事会の決定による。

（登録料の納期）

第 12 条 第 1 条に定めるスキーパトロールは、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに納める。

（規程の改廃）

第 13 条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成 25 年 7 月 9 日 制定

平成 29 年 7 月 15 日 改正

平成 29 年 8 月 22 日 改正

令和 2 年 11 月 6 日 改正

令和 5 年 7 月 5 日 改正

令和 5 年 9 月 14 日 改正

令和 8 年 7 月 16 日 改正、令和 8 年 8 月 1 日 施行